

○運転免許の行政処分事務取扱規程（昭和47年 8 月31日公委規程第 2 号）

[沿革] 昭和48年 4 月公委規程第 4 号、49年 3 月第 1 号、 9 月第 2 号、50年 7 月第 2 号、52年12月第 1 号、54年 1 月第 1 号、55年 6 月第 1 号、12月第 2 号、56年 7 月第 1 号、59年 5 月第 1 号、60年12月第 6 号、63年 4 月第 2 号、平成 3 年 1 月第 1 号、 8 月第 5 号、 9 月第 6 号、 4 年 1 月第 1 号、 5 月第 4 号、 7 年 6 月第 3 号、 8 年10月第 6 号、10年 4 月第 3 号、 9 月第 5 号、第 7 号、12年12月第 8 号、13年 3 月第 3 号、 7 月第 7 号、14年 5 月第 6 号、 9 月第15号、19年 6 月第 6 号、20年 3 月第 2 号、 7 月第 6 号、21年 5 月第 3 号、25年 8 月第 6 号、11月第 8 号、26年 5 月第 2 号、29年 3 月第 1 号、30年 3 月第 2 号、31年 3 月第 1 号、 4 月第 3 号、令和元年 6 月第 4 号、11月第 8 号、 3 年 1 月第 1 号、 3 月第 2 号、 4 年 5 月第 3 号、 5 年 6 月第 4 号改正

運転免許の行政処分事務取扱規程（昭和36年 1 月奈良県公安委員会規程第 1 号）の全部を次のように改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 処分該当事案の取扱い（第 4 条―第 6 条）

第 3 章 行政処分の執行等（第 7 条―第12条）

第 4 章 補則（第13条・第14条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、又は奈良県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成 4 年 2 月奈良県公安委員会規則第 2 号）に基づき奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下「免許」という。）の行政処分を行う場合における事務の取扱手続について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において「行政処分」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法第90条第 1 項ただし書及び第 2 項の規定に基づく免許の拒否又は保留
- (2) 法第90条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく免許を与えた後における免許の取消し又は効力の停止

- (3) 法第103条第1項及び第2項の規定に基づく免許の取消し又は効力の停止
- (4) 法第104条の2の2第2項及び第4項並びに第104条の2の3の規定に基づく免許の取消し
- (5) 法第104条の2の4第1項、第2項及び第4項の規定に基づく免許の取消し
- (6) 法第107条の5第1項及び第2項の規定に基づく国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止

2 この規程において「免許の保留等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法第90条第1項ただし書の規定に基づく免許の保留
- (2) 法第90条第5項の規定に基づく免許を与えた後における免許の効力の停止
- (3) 法第103条第1項の規定に基づく免許の効力の停止
- (4) 法第107条の5第1項の規定に基づく6月を超えない範囲内の期間の国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止

3 この規程において「処分該当者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 法第88条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった者
- (2) 再試験の基準に該当し、法第100条の2第5項の規定に違反した者
- (3) 法第102条の3の規定に違反した者
- (4) 令第33条の2第1項及び第2項に規定する免許の拒否又は保留の基準に該当する者
- (5) 令第33条の3に規定する免許を与えた後における免許の取消し又は効力の基準に該当する者
- (6) 令第38条に規定する免許の取消し又は効力の停止の基準に該当する者
- (7) 令第39条の2の2に規定する若年運転者講習終了者に係る免許の取消しの基準に該当する者
- (8) 令第40条に規定する自動車等の運転の禁止の基準に該当する者

4 この規程において「処分該当事案」とは、次の各号に掲げる事案をいう。

- (1) 自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為に係る事案
- (2) 法第88条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することになる事案
- (3) 令第38条第5項第1号ロ又は同項第2号ロ若しくはハまでのいずれかに該当する事案
- (4) 令第40条第1項及び第2項に該当する事案
(処分量定基準)

第3条 行政処分の処分量定は、審査基準及び処分基準（行政手続法（平成5年法律第

88号)の規定により公安委員会又は本部長が定めるものをいう。第11条第1項において同じ。)によるものとする。

第2章 処分該当事案の取扱い

(処分該当事案関係書類の送付)

第4条 地域課長、交通指導課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は警察署長は、処分該当事案を取り扱ったときは、速やかに次に掲げる書類を運転免許課長に送付しなければならない。

(1) 交通事故の場合

ア 人身事故・交通事故(あて逃げ物損事故/建造物損壊事故)用行政処分原票(別記様式第1号)、物損事故に用いる交通切符のうち「取締り原票」又は道路外致死傷事故に用いる「違反(外)行政処分原票」(別記様式第4号)

イ 実況見分調書

ウ 被疑者供述調書

エ 被害者又は参考人供述調書

オ 診断書又は死体検案書

カ 酒酔い・酒気帯び鑑識カード及び損害見積書

キ その他必要な資料

(2) 法令違反の場合

ア 交通切符、交通反則切符、点数切符又は自動車保管場所の確保等に関する法律違反用の車庫切符(以下「交通切符等」という。)のうち「取締り原票」

イ 交通切符等によらないで基本書式又は簡易書式による場合は「違反登録票(別記様式第3号)」、重大違反唆し又は危険性を帯有する違反若しくは運転行為については「違反(外)行政処分原票(別記様式第4号)」

ウ 酒酔い、酒気帯び鑑識カード

エ その他必要な資料

(3) 前2号以外の場合

ア 処分該当事者又は家族等の供述調書

イ 診断書

ウ 捜査(調査)報告書

エ その他必要な資料

2 前項の書類は、謄本又は写しをもって原本に代えることができる。

(違反登録)

第5条 運転免許課長は、前条の規定により処分該当事案関係書類の送付を受けたとき

は、審査のうえ違反登録を要する事案については速やかに警察庁情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）に登録をしなければならない。

（処分該当者の報告）

第6条 運転免許課長は、情報処理センターから点数通報を受けたときは、当該処分量定を行った上、次により措置しなければならない。

- (1) 免許の拒否、免許を与えた後における免許の取消し若しくは免許の取消し又は1年以上10年を超えない範囲内の期間の国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止（以下「免許の取消し等」という。）を必要と認めるとき又は法第100条の2第4項に規定する通知を行った後、正当な理由がなく同条第5項の規定に違反した者の当該免許の取消しを必要と認めるときは、点数通報書に関係書類を添えて公安委員会に報告しなければならない。
- (2) 免許の保留等のうち90日以上 of 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止若しくは免許の効力の停止又は国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止（以下「90日以上 of 免許の保留等」という。）を必要と認めるときは、点数通報書に関係書類を添えて交通部長に報告しなければならない。

第3章 行政処分の執行等

（処分の執行担当者）

第7条 運転免許課長は、処分の決定があったときは、次の各号により、速やかに当該処分の執行に当たるものとする。

- (1) 免許の保留等のうち90日未満の免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止若しくは免許の効力の停止又は国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止の場合は、運転免許行政処分出頭通知書（別記様式第5号）により処分が決定された者（以下「被処分者」という。）に通知し、出頭させた上当該処分を執行する。
 - (2) 免許の取消し等及び90日以上 of 免許の保留等の場合は、処分決定後直ちに当該処分を執行する。
- 2 運転免許課長は、再試験に係る免許の取消しの決定があったときは、直ちに当該処分を執行するものとする。
- 3 運転免許課長は、被処分者が正当な理由がなく出頭せず当該処分の執行に応じないとき、又はその他の理由により当該処分の執行ができないときは、再試験又は若年運転者期間に係る運転免許の取消し以外の行政処分にあつては、運転免許行政処分執行（依頼／連絡）書（別記様式第6号）、再試験又は若年運転者期間に係る運転免許の取消しにあつては、運転免許行政処分執行（依頼／連絡）書（別記様式第6号の2）により、被処分者の住所地を管轄する警察署長に当該処分の執行を依頼するものとする。

る。ただし、国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止の処分執行を除く。

（警察署長の処分執行）

第8条 警察署長は、前条第3項の規定に基づき、行政処分の執行の依頼を受け、当該処分を執行したときは、次の表の左欄に掲げる行政処分の種別に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる書類により、運転免許課長に通報するものとする。

行政処分の種別	作成する書類
運転免許の拒否	運転免許拒否処分執行報告（通報）書（別記様式第7号）
運転免許の保留	運転免許保留処分執行報告（通報）書（別記様式第7号の2）
運転免許の取消し （再試験又は若年運転者期間に係るものを除く。）	運転免許取消処分執行報告（通報）書（別記様式第8号）
運転免許の停止	運転免許停止処分執行報告（通報）書（別記様式第8号の2）
再試験に係る運転免許の取消し	再試験に係る運転免許取消処分執行報告（通報）書（別記様式第8号の3）
若年運転者期間に係る運転免許の取消し	若年運転者期間に係る運転免許取消処分執行報告（通報）書（別記様式第8号の4）

2 警察署長は、前項の処分を執行できなかったときは運転免許行政処分執行不能報告（通報）書（別記様式第9号）により運転免許課長に通報するものとする。

3 第1項の処分を執行した場合において、当該執行に係る免許証（法第100条の2第1項にいう基準該当初心運転者及び法第102条の3にいう基準該当若年運転者に係る併記免許証を除く。）は、警察署において保管するものとする。

（処分の執行方法）

第9条 行政処分の執行は、次の各号により行うものとする。

- (1) 免許の拒否又は保留の場合には、被処分者に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第18条の3に規定する運転免許（拒否／保留）処分通知書を交付する。
- (2) 免許を与えた後における免許の取消し若しくは効力の停止又は免許の取消し、若しくは効力の停止の場合には、被処分者に規則第18条の3に規定する運転免許（取

消／停止）処分通知書を交付し、当該免許証を返納又は提出させる。

- (3) 再試験又は若年運転者期間に係る免許の取消しの場合は、規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書を交付し、当該免許証を返納させる。ただし、警察署長が執行する併記に係る運転免許証については、旧運転免許証備考欄に必要事項を記載し、本部長の定める措置を施した上、併記免許保有者に交付する。

- (4) 国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止の場合には、被処分者に規則第37条の5の2第1項に規定する自動車等の運転禁止処分書を交付し、当該免許証を提出させる。

(処分執行後の措置)

第10条 運転免許課長は、行政処分を執行したとき、又は第8条の規定により通報があったときは、次の各号により措置しなければならない。

- (1) 免許の取消し等の場合は公安委員会に、90日以上免許の保留等の場合は交通部長に運転免許拒否処分執行報告（通報）書、運転免許保留処分執行報告（通報）書、運転免許取消処分執行報告（通報）書、運転免許停止処分執行報告（通報）書又は自動車等の運転禁止処分執行報告書（別記様式第10号）によりそれぞれ報告しなければならない。
- (2) 行政処分の執行状況を行政処分執行（依頼／連絡）書により、行政処分の執行を受けた者の住所地を管轄する警察署長に通報（処分期間の満了していない免許証を添付）するものとする。

- 2 運転免許課長は、再試験又は若年運転者期間に係る運転免許の取消しをしたとき、又は第8条の規定により通報があったときは、公安委員会に再試験に係る運転免許取消処分執行報告（通報）書又は若年運転者期間に係る運転免許取消処分執行報告（通報）書により報告しなければならない。

(免許の保留等の処分期間の短縮)

第11条 運転免許課長は、免許の保留等を受けた者（法第88条第1項第3号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じた者を除く。）が、運転者等の講習に関する規程（昭和47年8月奈良県公安委員会規程第1号。以下「講習規程」という。）第4章に規定する講習を終了したときは、審査基準及び処分基準に定めるところに基づきその者の処分期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定により処分期間を短縮したときは、運転免許の（保留／停止）等の期間短縮通知書（別記様式第11号）により当該短縮を受けた者に通知する。

(免許証の返還等)

第12条 免許の保留等（免許の保留を除く。）を受けた者が提出した免許証は、運転免許課長又は警察署長が保管し、処分期間満了の日の翌日から当該処分を受けた者の請求により、返還するものとする。この場合において、当該請求者から運転免許証受領書（別記様式第12号）を徴するものとする。

2 免許の保留に係る免許証は、運転免許課長が、処分期間満了の日の翌日から交付を受ける者の請求により交付するものとする。

第4章 補則

（行政処分処理の記録）

第13条 運転免許課長及び警察署長は、行政処分が決定され、又は執行したときは、運転免許行政処分執行（依頼／連絡）書にそれぞれ必要事項を記載し、運転免許課にあっては運転免許行政処分処理簿とし、警察署にあっては警察署運転免許行政処分執行処理簿として行政処分の執行及び処理の経過を明らかにするものとする。

（本部長への委任）

第14条 この規程の施行に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和47年8月31日から施行する。

附 則 （昭和48年4月19日公委規程第4号）

この規程は、昭和48年4月19日から施行する。

附 則 （昭和49年3月19日公委規程第1号）

この規程は、昭和49年3月27日から施行する。

附 則 （昭和49年9月26日公委規程第2号）抄

（施行期日）

1 この規程は、昭和49年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、改正前の規定により決定された行政処分の執行については、なお従前の例による。

附 則 （昭和50年7月10日公委規程第2号）

この規程は、昭和50年7月15日から施行する。

附 則 （昭和52年12月1日公委規程第1号）

この規程は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則 （昭和54年1月12日公委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。

附 則 （昭和55年6月12日公委規程第1号）

この規程は、昭和55年6月14日から施行する。

附 則 （昭和55年12月26日公委規程第2号）

この規程は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則 （昭和56年7月8日公委規程第1号）

この規程は、昭和56年7月10日から施行する。

附 則 （昭和59年5月1日公委規程第1号）

この規程は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則 （昭和60年12月26日公委規程第6号）

この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 （昭和63年4月1日公委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （平成3年1月10日公委規程第1号）

この規程は、平成3年1月10日から施行する。

附 則 （平成3年8月8日公委規程第5号）

この規程は、平成3年8月8日から施行する。

附 則 （平成3年9月5日公委規程第6号）

この規程は、平成3年9月5日から施行する。

附 則 （平成4年1月9日公委規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成4年1月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程施行の際、この規程による改正前の運転免許の行政処分事務取扱規程の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

附 則 （平成4年5月22日公委規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （平成7年6月15日公委規程第3号）

- 1 この規程は、平成7年6月19日から施行する。
- 2 この規程施行の際この規程による改正前の運転免許の行政処分事務取扱規程の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、なお当分の間使用することができる。

附 則 （平成8年10月3日公委規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、平成8年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、道路交通法の一部を改正する法律（平成7年法律第74号）の施行の日以後に、この規程による改正前の運転免許の行政処分事務取扱規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づき作成された別記様式第1号、同第2号、同第7号、同第8号及び同第8号の2は、この規程により作成されたものとみなす。

3 この規程施行の際、旧規程の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間使用することができる。

附 則 （平成10年4月23日公委規程第3号）

この規程は、平成10年4月23日から施行する。

附 則 （平成10年9月29日公委規程第5号）

(施行期日)

1 この規程は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式の用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

附 則 （平成10年9月29日公委規程第7号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 （平成12年12月1日公委規程第8号）

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日公委規程第3号）

この規程は、平成13年3月26日から施行する。

附 則 （平成13年7月27日公委規程第7号）

(施行期日)

1 この規程は、平成13年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、この規程による改正前の運転免許の行政処分事務取扱規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づき作成された別記様式第1号、同第3号及び同第4号は、この規程により作成されたものとみなす。

3 この規程施行の際、旧規程の規定に基づき作成された様式の用紙で、現存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間使用することができる。

附 則 （平成14年5月30日公委規程第6号）

この規定は、平成11年6月1日から施行する。ただし、平成14年5月31日以前に違反

行為、重大違反唆し等又は道路外致死傷を理由とする処分については、なお従前の例による。

附 則 （平成14年 9 月12日公委規程第15号）

この規程は、平成14年 9 月12日から施行する。

附 則 （平成19年 6 月 1 日公委規程第 6 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年 6 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の規程により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成20年 3 月 7 日公委規程第 2 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成20年 3 月10日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行の際、この規程による改正前の運転免許の行政処分事務取扱規程の規定に基づき作成された様式 of 用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

附 則 （平成20年 7 月18日公委規程第 6 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の規程により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成21年 5 月29日公委規程第 3 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日以前にした行為を理由とする処分については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年 8 月22日公委規程第 6 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程及び運転免許の行政処分事務取扱規程により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成25年11月29日公委規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日以前にした行為を理由とする処分については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年5月30日公委規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年5月30日から施行し、平成26年5月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程及び運転免許の行政処分事務取扱規程により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成29年3月3日公委規程第1号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日公委規程第2号)

この規程は、平成30年3月23日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日公委規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による内紙については、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成31年4月26日公委規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の規程により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年 6 月 28 日 公委 規程 第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の規程により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年 11 月 29 日 公委 規程 第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前にした行為を理由とする処分については、なお従前の令による。

附 則 （令和 3 年 1 月 22 日 公委 規程 第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和 3 年 3 月 23 日 公委 規程 第 2 号）

この規程は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 5 月 13 日 公委 規程 第 3 号）

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 6 月 30 日 公委 規程 第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程又は運転免許の行政処分事務取扱規程により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

（別記様式省略）